

お知らせ

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和 6 年 10 月から、医療上の必要性がないに関わらず、患者様が長期収載品（※）を選択した場合には、後発品との差額の 4 分の 1 を患者様が負担する仕組み（選定療養※）が導入されています。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願いします。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

※長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置き換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは保険診療と保険外診療をあわせて行うことができるようにした制度の 1 つで保険外診療にあたるものです。



長崎記念病院